

<祈りのために>

「イエスはペトロに言われた。『剣を鞘に納めなさい。父がお与えになった杯は、飲むべきではないか』」。
(ヨハネによる福音書 18 章 11 節：聖書協会共同訳)

キリストは弟子たちが剣を持つことを禁じられませんでした。「剣のない者は、衣を売って剣を買いなさい」(ルカ 22:36) とさえ言われます。けれども、それは弟子たちが武装集団になるということではありません。

弟子たちが、「剣なら、ここに二振りあります」と言うと、キリストは「それでよい。」と言われます。キリストの弟子たちの武器は、12 人に 2 振りの剣だけで「よい」のです。それは実際に戦うためであるよりは、むしろ弟子たちの戦いが「人間に対するものではなく、支配、権威、闇の世界の支配者、天にいる悪の諸霊に対するもの」(エフェソ 6:12) であることを思い起こさせるためだったのではないのでしょうか。

キリストは、暴力的にも見える「宮きよめ」を、縄の鞭を用いて行われました。羊や牛を追い出しつつも、鳩を空に放つことはなさいませんでした。それは、実際に傷つけたり損害を与えたりするためのものではなく、ご自身の言葉を人々の心に刻むための象徴的な振る舞いにほかなりません。

キリストは、ペトロが「大祭司の僕にうちかかり、その右の耳を切り落とした」とき「剣をさやに納めなさい」と言われ、「その耳に触れて癒やされ」(ルカ 22:51) ます。

キリストは、ペトロが剣を抜くことをお止めにはなりません。最も身近な者、自分が責任を負わされている人の命と自由、尊厳を守るために剣を抜くことをキリストはお認めになるのです。しかし、その剣が、敵という役割を演じることになった、しかし実際には自分と同じように神様によって創られ、愛され、救いへと招かれている隣人を傷つけること、その命を奪うことをお認めにはなりません。あなたの意思と覚悟は示された、それで十分だと言われるのです。

キリストは、罪なき者の自由の剥奪、不正な裁判による殺害という事態をお認めになったわけではありません。キリストは断固としてこの蛮行に抗議されます。しかしそれを力によって覆そうとはなさいません。なせなら、すべてを知っておられ、すべてを御心のままに実現することのおできなる父なる神様が、人の思いを遙かに超えて、正義と平和とを実現してくださること、終わりの日の勝利と栄光とが確かであることを知っておられるからです。この信頼と確信とに歩みたいのです。

(祈り) 正義と平和の主よ、この地上で振るわれている剣を鞘に納めさせてください。剣を鋤に、槍を鎌に打ち直すための道を開いてください。
芳賀繁浩(福島伝道所牧師)

新シリーズ開始『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む (16)

井上 豊 (広島長束教会牧師)

Q16 緊急事態条項は、キリスト教会とどのような関係がありますか？

A16 緊急時には、誰もが公の機関の「指示に従わなければならない」と、人権の制限が規定された条文の中には、「この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の**基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない**」（「改正草案」第九十九条3項後段）とあります。最大限に尊重するとわざわざ書いてあるということは、裏を返せば、やはり基本的人権を制限することが意図されていると言えるのです。

これもこれで大事な問題ですが、私たちキリスト者にとって気になるのは、最大限尊重するという基本的人権の中にすら、第二十条の信教の自由が含まれていないことです。「**その他の基本的人権**」に含まれているのかもしれませんが、しかし、自民党の「日本国憲法改正草案Q&A」に散見される、西歐的な価値観を排除しようという傾向や、先に紹介した、軍事作戦で教会の収用はあり得る、という政府高官の発言などを思えば、信教の自由は軽視されているのではないか、という疑念が湧いてきます。

また、危機に直面すると、社会全体は一方向になびきやすくなります。為政者が緊急事態に乗じてキリスト教を排除しようとするれば、キリスト者の日本社会での居心地は急速に悪くなる、そんなことも覚悟しなければなりません。

新Q16-1 緊急事においても、基本的人権に関する規定は最大限に尊重されなければならないと書いてあります。そのことについてもう少し説明して下さい。

新A16-1 「改正草案」第九十九条3項では、緊急事態の宣言が発せられた場合、「何人も」、「国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。」としていますが、「この場合においても」（法の下での平等を定めた）第十四条、（身体の拘束及び苦役からの自由を定めた）第十八条、（思想及び良心の自由を定めた）第十九条、（表現の自由を定めた）第二十一条、「その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。」としています

「その時に備えて 憲法問題Q&A」が「最大限に尊重するとわざわざ書いてあるということは、裏を返せば、やはり基本的人権を制限することが意図されていると言えるのです。」としていることについては、そこまでかんぐらなくてもと思う人がいるでしょうが、緊急事態ですからその危険は十分にあります。

また「改正草案」第九十九条3項では、信教の自由を定めた第二十条（その条文自体が問題なのですが）の存在があいまいにされています。

新Q16-2 「軍事作戦で教会の収用はあり得る」とは、誰がいつ、どこで語ったのですか。

新A16-2 2002年7月29日、衆議院本会議で、内閣法制局長官津野修氏が教会や神社仏閣の収用に関する質問に答えて語りました。津野氏は「信教の、いわゆる特定の宗教あるいは信仰に基づいているからというような理由で、そういった理由で私有財産を収用するというようなことではございません。一般的に、必要な公共のために私有財産を用いるというときには、その正当な補償のもとに、それがどのような思想を持っており、あるいはどのような宗教を信仰していようとも、そういうことにはかかわりなく、一般的な財産、私有財産として、そうした事柄、その財産についての収用をすることができるということでありまして、何も宗教との関係でいろいろな問題が出てくるということではございません。」と言うのですが、油断のならない発言と見なければなりません。

新Q16-3 「為政者が緊急事態に乗じてキリスト教を排除しようとするれば」、そんなことが考えられますか。

新A16-3 まさにそのことが戦前に起こったのです。キリスト教が敵性宗教とされ迫害も起こる中、多くの教会が自分たちは敵性宗教ではないと言って、ファシズムに屈服し、迎合していった歴史を二度と繰り返してはなりません。

改めて原発の危険性を憂う

- 大間原発訴訟の会主催・小出裕章氏講演会から -

桑広国（函館相生教会牧師、大会靖国神社問題特別委員会書記）

6月10日（土）「大間原発で大事故が起こったら道南はどうになってしまうのか」と題して行われた京都大学原子炉実験所の小出裕章氏による講演で、①フルMOXの大間原発は事故の可能性が高いこと、②大事故が起こった時の函館・道南の被害状況、③原発60年超運転 について、図表で説明されました。

大間原発の破局事故シミュレーションではアメリカ原子力規制委員会が公表した沸騰水型原発の事故を想定したもので、大気安定度はごく普通の日であるD型、風速2m/秒としたものです。シミュレーションは、事故が起こると大間原発から31.2kmの函館市（2007年人口287,648人）で急性死8,000人、それを免れた人も長期被曝によるがん死は279,648人となります。プルトニウムとウランの混合100%の世界初の核燃料となる大間原発の被害はもっと大きくなります。そもそも原発は膨大な放射能を生み、それを抱えながら運転する機械で、100万kwの原子力発電所1基が1年間運転するごとに燃やすウラン重量は1トン（生成する核分裂生成物の重量）で、広島型原爆で燃えたウランの重量800gの1250倍です。この原発の巨大な危険を電力会社も知っているのに、原発は都会に造られず、57基の原発は全て過疎地に押し付けられ、自民党が政権の座にいる時に認可されました。

福島第一原発の事故の際は、福島県の東半分を中心に、栃木県・群馬県の北半分、宮城県と茨城県南部・北部、千葉県北部、岩手県・新潟県・埼玉県と東京都の一部地域など約14,000km²の大地を放射線管理区域（4万ベクレル/m²を超える区域）にしなければならぬ汚染を受けたのです。

しかし事故当日「原子力緊急事態宣言」を発令した政府は、60万ベクレル/m²以上の汚染地域から住民を強制避難させたに過ぎません。それ以下の汚染地の住民は見捨てられました。フクシマの事故は12年たった今も苦闘が続いています。敷地に溜まっている130万トンを超す水には法令の規準をはるかに超えるトリチウムが含まれています。トリチウムは放射性物質で、薄めて海に流す処理水もれっきとした放射能汚染水です。また溶け落ちた炉心（デブリ）の取り出しは、今もどこにどのように存在しているかも判明せず、取り出しは100年たってもできないとされます。大地を汚染している放射能の主成分はセシウム137でその半減期は30年ですが、放射線管理区域の規準以上に汚染された大地は100年たっても広大に残るのです。

プルトニウムを利用するという核燃料サイクルは破綻したのですが、原子力開発利用長期計画は、高速増殖炉開発見通しの年度の延長と共に続いています。大間原発はプルトニウムを燃やすために設計された原発ですが、プルトニウムはウランに比べて制御しにくいのです。こんな原発がなぜ必要になったのかと言えば、高速増殖炉が動かず、使い道のないプルトニウムを消す必要に迫られたからです。日本の原子力開発の根幹は間違っていて既に崩れているのです。

プルトニウムは自然界に存在しない猛毒物質です。それを造り出した人間は罪の負の遺産を負い続け、子孫に禍根を残すこととなります。事故を繰り返さないためにも、すぐに原発を廃止する必要があります。

<ヤスクニ問題関連ニュース>

○ オランダ国王が奴隷制謝罪「人道犯罪」の許し請う

【ブリュッセル共同】オランダのウィレムアレクサンダー国王は1日、同国の過去の奴隷制について謝罪した。奴隷制廃止から150年を記念して、アムステルダムで開かれた式典で演説した。王室が発表した。

国王は「奴隷制や奴隷貿易は人道に対する犯罪」だとして「皆さんの王として謝罪する」と述べた。当時の歴代国王が「人道犯罪に直面しながら何ら行動しなかったことを許してほしい」と訴えた。

オランダの奴隷制を巡っては、同国の奴隷商人によって60万人以上のアフリカ人が主に植民地だった南米スリナムに運ばれたとされる。ルッテ首相が昨年12月の演説で「醜く、恥ずべきものだ」と謝罪していた。

欧州各国では近年「ブラック・ライブズ・マター（黒人の命も大事だ）」運動などを受け、奴隷制や植民地主義などに対する元首や首脳らの謝罪が相次いでいた。（東京新聞 2023.7.1）

○ 沖縄の無人島で不発弾 580 発見つかる

沖縄県糸満市沖の無人島・岡波（おかは）島で米国製の不発弾約 580 発が見つかり、自衛隊の不発弾処理専門部隊が回収した。1 回の数としては異例の規模。陸上自衛隊第 15 旅団（那覇市）が 6 日、取材に明らかにした。

第 15 旅団によると、自衛隊の専門部隊が 5 日に約 420 発、6 日に約 160 発の不発弾を回収。りゅう弾が中心で、作業中に黄リン弾から白煙が出て、危険を除去する対応を行ったという。

岡波島では約 20 年前にも大量の不発弾が回収されている。糸満市の担当課職員は「不発弾は毎年のように見つかっているので驚かないが、（戦後 78 年経っても）まだ回収作業が続いていることを実感します」と話した。

1945 年の沖縄戦では約 20 万トンの爆弾類が使用され、約 1 万トンが不発弾として残ったと推定される。県によると、72 年の本土復帰前に住民などが約 3 千トン、米軍が約 2500 トンを処理。復帰後、自衛隊が 2100 トン以上の不発弾処理を行ったが、全ての処理にはなお 100 年はかかると言われる。（朝日新聞 2023.7.6）

○ 元徴用工問題 日本も解決策支えねば

元徴用工訴訟を巡り、韓国政府傘下の財団が賠償金相当額を裁判所に供託する手続きが、不受理となる事

例が相次いでいる。供託の妥当性が今後、韓国の裁判所で争われる可能性が高いという。

賠償金相当額は被告の日本企業に代わり財団が原告らに支払うもので尹錫悦（ユンソンニョル）大統領が日韓関係改善のために示した解決策だ。日本政府は傍観せず、韓国政府を支えるための知恵を絞るべきである。

元徴用工問題を巡り、韓国の大法院（最高裁に相当）は二〇一八年、個人の慰謝料請求権を認め、日本企業に賠償を命じた。

この判決により日韓関係が悪化したため、尹氏は今年三月、財団が賠償金相当額を肩代わりする解決策を発表。十五人の原告のうち十一人が受け取り、四人が肩代わりを拒否している。

供託手続きは七月初めに行われた。認められると被告が賠償金相当額を支払ったと同じ法的効力を持ち、原告はいつでも受け取り可能になるため、原告側は「日本企業を免責する措置だ」と非難している。

韓国南西部の光州（クァンジュ）や全州（チョンジュ）などでは、担当事務官が民法の規定を根拠に、原告が肩代わりを拒否している金銭は供託できないとして供託不受理を決定。これに対し、韓国政府は「窓口公務員の越権行為だ」と反発している。

日韓関係改善に向けて元徴用工問題の早期解決を図ろうとする韓国政府の姿勢は評価する。ただ、議論の余地を残したまま供託に踏み切ったとの批判にも留意する必要があるだろう。

韓国政府は供託の有効性を裁判で争う構えだが、裁判所が供託を認めなければ、原告が日本企業の資産を現金化する懸念が高まる。現金化されれば日本企業に実害が生じ、解決策は水泡に帰す。日韓関係が再び悪化するのを避けられまい。

日本国内では元徴用工問題は解決したかのような見方も広がるが継続中の案件だ。韓国政府任せにせず、日本政府として尹政権を支援するために、何ができるかを考えるべきだろう。関係改善の好機を逃してはならない。（東京新聞社説 2023.7.12）

823号ヤスクニ通信 2023年8月13日

発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人・編集・発行 小塩海平（東京告白教会）

<編集後記> 昨秋、木村公一牧師に講演して頂いた靖国神社問題全国協議会の内容が『非暴力による平和創造－ウクライナ侵攻と日本国憲法－』と題してのちのことば社から出版されます。是非手に取って頂ければと思います。今年は、大会前夜、渡辺輝夫・畑知佳牧師の協力を得て、シンポジウムを行う予定です。K.K.